

高松市一般廃棄物処理基本計画（案）についてのパブリックコメント実施結果

本市では、平成30年3月1日から3月14日までの期間、高松市一般廃棄物処理基本計画（案）についてのパブリックコメントを実施しました。

市民の皆様からいただいたご意見や、ご意見に対する市の考え方を、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

1 意見数 5件（3人）

2 ご意見及びご意見に対する市の考え方

※ご意見については、趣旨を変えない範囲で、簡素化・文言の調整等を行っています。

番号	ご意見	ご意見に対する市の考え方
1	東京都では、ごみを高温で焼却させることで、分別を減らすことができたとのこと。リサイクルは望ましいことだが、あまりにも拡散した物質をリサイクルするには、莫大なエネルギーが必要だそうなので、次回、ごみ処理施設を建て替えるときには、女性の社会での活躍を支えるためにも、家庭の主婦を煩雑な仕事から少しでも解放できるよう、ごみを分別せずにすむ高温焼却できる施設への建て替えを、ぜひ、検討していただきたい。	本市では、限りある資源を有効活用する視点から、ごみの分別に御協力をお願いしておりますことから、現時点ではごみの分別区分を減らすことは考えておりませんが、次期処理施設のあり方については、御提言の趣旨も踏まえながら、将来的なごみ排出量や施設の総合的な処理能力を考慮して検討してまいります。
2	ごみ収集の作業員の方の安全を守るために、ガスボンベが入ってないか、チェックできる機械を開発していただきたい。	収集作業員へのお心遣い、誠にありがとうございます。 カセットボンベ（ガスボンベ）の混入を判別する機械の開発・導入というのは難しいと存じますが、火災の原因にもなっておりますことから、スプレー缶やカセットボンベは中身を使いきり、必ず穴を開けて、『缶・びん・ペットボトル』として出していただけよう、広報紙や市ホームページを活用し引き続き周知啓発に努めてまいります。

<p>3</p>	<p>混ぜると毒性のあるガスが発生するので、買いすぎたトイレ用の洗剤を別に回収してもらえないかと思う。</p>	<p>家庭から排出されるごみの適切な排出方法については、引き続き市ホームページやごみ分別ガイドブックなどを活用して、周知啓発に努めるほか、個別事案に関する相談につきましても、ごみ相談コーナーで対応してまいります。</p> <p>なお、いただいたご意見の事案につきましては、基本的には、用法等に留意しながら使い切っていたければと存じますが、使い切れない等の理由により容器内に洗剤が残っている場合には、風通しの良い場所で、布などに洗剤をしみこませて、「可燃ごみ」として出していただければと存じます。なお、容器につきましても、水洗いしたうえで、「プラスチック容器包装」として出していただければと存じます。</p>
<p>4</p>	<p>郊外地域・圏域では、生活排水を未処理のまま公共水域に排出している世帯を見かける。現行計画（H20～29年度）に基づく取組では、合併処理浄化槽の設置や公共下水道の整備、し尿処理等の収集運搬の強化など顕著な改善がなされているとは感じられない。</p> <p>1 基本理念を「衛生的で快適な生活環境の保全」と定めている以上、基本方針に現行の達成不十分な項目内容も付加すべきである。</p> <p>2 理念と方針に沿った計画の実現達成には、地域・圏域の実態に即した対応をすべきである。</p>	<p>本市では、生活排水による河川等の水質汚濁を防止するため、平成 28 年 3 月に策定した「第 4 次高松市生活排水対策推進計画(H28～37)」に基づき、公共下水道の整備推進と合併処理浄化槽の設置促進等により、生活排水対策を進めております。</p> <p>このことから、次期生活排水処理基本計画においては、「第 4 次高松市生活排水対策推進計画」には定められていない、生活排水のうち、し尿及び浄化槽汚泥の処理計画について定めることとしております。(本編 68P 「2 生活排水処理基本計画の位置づけ」を御参照ください。)</p>

5	<p>ごみ処理基本計画では、受益者負担の原則に基づき、有料化を継続し、自ら排出するごみに責任を持つ社会の実現、更なるごみの減量・再資源化を促進するとあるが、し尿等処理計画では、し尿等処理費用の負担について記載がない。各家庭や事業者は収集運搬費用を負担しているが、処理費用については全額税金で負担している。下水処理場で、下水とし尿等の共同処理を行っている現在、受益者負担を行っている下水道と同様に、一定の負担もやむを得ないのではないか。し尿等処理費用を一部有料とし、節水や水の有効活用、浄化槽の適正管理につなげる施策を行っていただきたい。</p>	<p>下水道を利用されている皆様には、家庭等から流される汚水の処理費用の一部を下水道使用料として御負担いただき、処理場や下水道管の維持管理や整備に要する費用の財源に充てているところでございます。</p> <p>一方、し尿や浄化槽汚泥の処理は、収集・運搬・処分から構成されており、そのうち、収集・運搬につきましては、本市に代わり、許可業者が行い、その費用を関係世帯から徴収させていただいており、実質的には、下水道と同様、全体の処理費用の一部を関係世帯の皆様にご負担をいただいております。</p> <p>御理解賜りたいと存じます。</p>
---	--	---